

参考資料

令和2年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

堺市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その8)

議案第 115 号 堺市市税条例の一部を改正する条例	1
議案第 116 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	3
議案第 117 号 堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	5
議案第 118 号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	9
議案第 120 号 堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例	11

(付議案件綴及び同説明資料綴 その11)

議案第 133 号 堺市基金条例の一部を改正する条例	15
----------------------------	----

<議案第115号 堺市市税条例の一部を改正する条例>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>※新設</p> <p>(不申告等に関する過料)</p> <p>第101条 市長は、納稅義務者又は第53条第2項に規定する軽自動車等の売主が第7条、第18条第6項若しくは第7項、<u>第45条若しくは第45条の2第2項</u>の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合又は第18条第1項若しくは第2項、第30条の8、第45条の2第1項、第54条の5、第59条、第67条の3、第80条第2項、<u>第92条又は第93条</u>の規定により提出すべき申告書又は報告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。</p>	<p><u>(現所有者の申告)</u></p> <p><u>第45条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第101条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係</u></p> <p><u>(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>(不申告等に関する過料)</p> <p>第101条 市長は、納稅義務者、<u>現所有者</u>又は第53条第2項に規定する軽自動車等の売主が第7条、第18条第6項若しくは第7項、<u>第45条、第45条の2第2項若しくは第45条の4</u>の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合又は第18条第1項若しくは第2項、第30条の8、第45条の2第1項、第54条の5、第59条、第67条の3、第80条第2項、<u>第92条若しくは第93条</u>の規定により提出すべき申告書<u>若しくは報告書</u>を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。</p>

附 則

※新設

附 則

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第23条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響
に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法
律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又
はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金そ
の他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1
項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄
をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄
払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を
支出したものとみなして、第17条第2項の規定を適用する。

<議案第116号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係手数料)</p> <p>第4条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この条において「法」という。）又は<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令</u>（平成26年総務省令第85号。以下この条において「省令」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1) 法第17条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項、第3項又は第4項の規定による個人番号カードの返納を受けた後に行うものに限る。）に係る手数料 1枚 800円</p> <p>(2) <u>省令第11条第1項（第2号及び第8号を除く。）の規定に基づく通知カードの再交付手数料 1枚 500円</u></p> <p>(3) <u>省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付手数料 1枚 800円</u></p>	<p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係手数料)</p> <p>第4条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この条において「法」という。）又は<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令</u>（平成26年総務省令第85号。以下この条において「省令」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1) 法第17条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項、第3項又は第4項の規定による個人番号カードの返納を受けた後に行うものに限る。）に係る手数料 1枚 800円</p> <p><削る></p> <p>(2) <u>省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付手数料 1枚 800円</u></p>

<議案第117号 堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例>

堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(対象者)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（本市の区域外に所在するものに限る。）又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（本市の区域外に所在する障害児入所施設に限る。）に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。第4項において同じ。）であって、当該施設に入所をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、前項の規定にかかわらず、この条例による助成を行うものとする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 国民健康保険法第116条の2第1項各号に掲げる入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設（以下「病院等」という。）（大阪府の区域（本市の区域を除く。）内に所在するものに限る。）の所在する場所に住所を変更したと認められる者（同法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。）のうち前項各号のいずれかに該当する者（以下この項において「住所変更者」という。）であって、当該病院等に入院等をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、前項の規定にかかわらず、この条例による助成を行うものとする。ただし、2以上の病院等に継続して入院等をしている住所変更者であって、現に入院等をしている病院等（以下この項において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。</p>

(新設)

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例による助成は、行わない。

(1)～(5) (略)

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（本市の区域内に所在するものに限る。）又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（本市の区域内に所在する障害児入所施設に限る。）に入所をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつ

3 特定継続入院等対象者のうち次の各号に掲げる者は、第1項の規定にかかわらず、この条例による助成を行うものとする。

(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をすることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるもの

(2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をすること（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際に本市の区域内に住所を有していたと認められるもの

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例による助成は、行わない。

(1)～(5) (略)

5 入院等をしたことにより、病院等（本市の区域内に所在するものに限る。）の所在する場所に住所を変更したと認められる者（国民健康保険法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。）のうち第1項各号のいずれかに該当する者であって、当該病院等に入院等をした際に本市

て、当該施設に入所をした際に本市の区域外に住所を有していたと認められるものについては、第1項の規定にかかわらず、この条例による助成は、行わない。

第2条の2 (略)

(助成の範囲)

第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養又は生活療養に係る給付及び精神病床への入院に係る給付を除く。）が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

2 (略)

の区域外に住所を有していたと認められるものについては、第1項の規定にかかわらず、この条例による助成は、行わない。

第2条の2 (略)

(助成の範囲)

第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養又は生活療養に係る給付を除く。）が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

2 (略)

<議案第118号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例>

堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(医療費の助成)</p> <p>第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養又は生活療養に係る給付<u>及び精神病床への入院に係る給付を除く。</u>）が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額をひとり親家庭医療費として助成する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>(医療費の助成)</p> <p>第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養又は生活療養に係る給付を除く。）が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額をひとり親家庭医療費として助成する。</p> <p>2・3 （略）</p>

堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（助成の範囲）</p> <p>第4条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）について保険給付（精神病床への入院に係る給付を除く。）が行われた場合における当該療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。</p>	<p>（助成の範囲）</p> <p>第4条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合における当該療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。</p>
2 (略)	2 (略)

<議案第120号 堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例>

堺市子どもを虐待から守る条例（平成23年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（目的） 第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、早期発見、 <u>通報等</u> 子どもを虐待から守るために必要な施策の基本的な事項を定め、もって子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、早期発見、 <u>通告等</u> 子どもを虐待から守るために必要な施策の基本的な事項を定め、もって子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3）（略） （4）関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3）（略） （4）関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、 <u>警察</u> その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、 <u>警察官</u> その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。
（5）（略） （市の責務） 第4条（略） 2 市は、虐待の早期発見 <u>及び</u> 虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な保護及び支援を図るために、子どもを守るための地域におけるネ	（5）（略） （市の責務） 第4条（略） 2 市は、虐待の早期発見 <u>並びに</u> 虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な保護及び支援を図るために、子どもを守るための地域におけるネ

<p>ットワークを構築するものとする。</p> <p>3～6 (略) (保護者の責務)</p> <p>第6条</p> <p><u>保護者は、虐待を決して行つてはならず、子どものしつけに際して、人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達に努めなければならない。</u></p> <p>2 保護者は、子どもを虐待から守ることについての理解を深め、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。</p> <p>3 保護者は、子どもの正常な成長及び発達を妨げるような行為又は保護者としての監護を著しく怠ることをしてはならず、また、必要な教育を受けさせなければならない。</p> <p>4 保護者は、通告機関が行う子どもの安全の確認に協力しなければならない。</p> <p>(通告及び相談に係る対応等)</p> <p>第10条 市は、虐待に係る通告及び相談に常時応じができる体制を整備しなければならない。</p> <p>2 子ども相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者から通告があった場合には、速やかに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子どもとの面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。虐待に係る相談があった場合についても同様とする。</p>	<p>ネットワークを構築するものとする。</p> <p>3～6 (略) (保護者の責務)</p> <p>第6条 <u>保護者は、虐待を決して行つてはならない。</u></p> <p>2 保護者は、子どものしつけに際して、体罰を加えてはならず、及び<u>子どもの人権に配慮し、その心身の健全な成長及び発達に努めなければならない。</u></p> <p>3 保護者は、子どもを虐待から守ることについての理解を深め、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。</p> <p>4 保護者は、子どもの正常な成長及び発達を妨げるような行為又は保護者としての監護を著しく怠ることをしてはならず、また、必要な教育を受けさせなければならない。</p> <p>5 保護者は、通告機関が行う子どもの安全の確認に協力しなければならない。</p> <p>(通告及び相談に係る対応等)</p> <p>第10条 市は、虐待に係る通告及び相談に常時応じができる体制を整備しなければならない。</p> <p>2 子ども相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者から通告があった場合には、速やかに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子どもとの面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。虐待に係る相談があった場合についても同様とする。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(新設)

(新設)

3 市は、通告をした者又は相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、地域住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他子どもの安全の確認のために必要と認める者に対し、協力を求めるものとする。

3 子ども相談所長は、前項の通告又は相談（以下「通告等」という。）があった場合は、相互の連携及び協力の下、虐待を早期に発見し、その重篤化を防止するとともに、子ども及び家庭への支援の充実を図るため、警察に対して当該通告等について情報提供を行うことができる。

4 子ども相談所長は、前項の規定により警察に情報提供を行った場合は、当該情報提供に係る事案に適切に対応し、並びに子ども及び家庭への支援の充実を図るため、警察との情報共有に努めるものとする。

5 市は、通告等をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、地域住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他子どもの安全の確認のために必要と認める者に対し、協力を求めるものとする。

<議案第133号 堺市基金条例の一部を改正する条例>

堺市基金条例（平成26年条例第48号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
基金の名称	設置の目的	基金の名称	設置の目的
(略)		(略)	
別表（第1条関係） (平30条例9・令元条例53・一改)		別表（第1条関係） (平30条例9・令元条例53・一改)	
堺市減債基金	市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため	堺市減債基金	市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため
堺市区民まちづくり基金	区の特性を活かしたまちづくり、区民の自治意識又は連帯感の醸成等に資するために区が主体となり実施する事業の資金に充てるため	※削除	
堺市市民活動支援基金	特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定するものをいう。）の支援を行う資金に充てるため	堺市市民活動支援基金	特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定するものをいう。）の支援を行う資金に充てるため
(略)		(略)	
堺市泉北丘陵地区整備基金	本市の泉北丘陵新住宅市街地開発事業の施行地区（その周辺地区を含む。）における公共公益施設の整備事業等の資金に充てるため	堺市泉北丘陵地区整備基金	本市の泉北丘陵新住宅市街地開発事業の施行地区（その周辺地区を含む。）における公共公益施設の整備事業等の資金に充てるため
堺市鉄道軌道整備基金	本市の鉄道軌道整備事業等の資金に充てるため	堺市東西交通整備基金	本市の東西交通の整備に関する事業等の資金に充てるため

堺市公共交通活性化促進基金	本市における公共交通の活性化を促進するための公共交通の旅客施設及び車両の整備の資金に充てるため	堺市公共交通活性化促進基金	本市における公共交通の活性化を促進するための公共交通の旅客施設及び車両の整備の資金に充てるため	
堺市都市緑化基金	本市における都市緑化の推進のための事業の資金に充てるため	※削除		
堺市緑の保全基金	本市における緑の保全のための事業の資金に充てるため	堺市はなみどり基金	本市における都市緑化の推進及び緑地保全等のための事業の資金に充てるため	
堺市自転車環境共生まちづくり基金	自転車を活用した環境と人にやさしいまちづくりを推進するため	堺市自転車環境共生まちづくり基金	自転車を活用した環境と人にやさしいまちづくりを推進するため	
(略)		(略)		

令和2年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

令和2年8月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-20-0117